

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成30年3月12日
【会社名】	株式会社MonotaRO
【英訳名】	MonotaRO Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 鈴木 雅哉
【本店の所在の場所】	兵庫県尼崎市竹谷町二丁目183番地
【電話番号】	06 - 4869 - 7111
【事務連絡者氏名】	執行役管理部門長 甲田 哲也
【最寄りの連絡場所】	兵庫県尼崎市竹谷町二丁目183番地
【電話番号】	06 - 4869 - 7111
【事務連絡者氏名】	執行役管理部門長 甲田 哲也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年12月15日開催の当社取締役会において、特定子会社の異動に係る子会社を設立したことから、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : 卓易隆(73)子商(82)(上海)有限公司
住所 : 中華人民共和国 上海
代表者の氏名 : 禹(4E|7F)
資本金 : 15百万人民元(約255百万円)
事業の内容 : 産業用間接資材の企画、仕入及び販売

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 : - 百万人民元
異動後 : 15百万人民元

総株主等の議決権に対する割合

異動前 : - %
異動後 : 100%

なお、当初は当社持分100%(15百万人民元)で設立し、住友商事株式会社における国内外の関係当局の認可取得後、設立子会社は第三者割当増資(5百万人民元)を行い、住友商事株式会社は全額引き受ける予定です。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 新規設立後の当該子会社の出資の額が、当社の資本金の額の100分の10以上に相当するため、同社は当社の特定子会社に該当します。

異動の年月日 : 平成30年2月9日

以 上